医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6
（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）
に掲げる手術件数

令和6年1月から令和6年12月までの期間に当院で実施された施設基準に係る手術件数

手　術　項　目		手術の件数
1.　区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	7
イ	黄斑下手術等	1
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	56
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
2.　区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術等	15
イ	水頭症手術等	17
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	2
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	22
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	9
3.　区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
4.　区分4に分類される手術		
	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	292
5.　その他の区分に分類される手術		
ア	人工関節置換術	84
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	33
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	21
	急性心筋梗塞に対するもの	3
	不安定狭心症に対するもの	2
	その他のもの	16
	経皮的冠動脈粥種切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	108
	急性心筋梗塞に対するもの	15
	不安定狭心症に対するもの	21
	その他のもの	72

ハイリスク分娩管理加算に関する掲示事項

1年間の分娩件数	243
配置医師数（産婦人科医師）	4
配置助産師数	20

緊急整復固定加算及び緊急挿入加算に関する掲示事項

大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施した件数	11